

令和8年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度 審査要領

1 目的

千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。

2 審査の流れ

(1) 審査は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、以下の方法により内容を審査する。

なお、評価においては、補助申請額による区分は行わない。

ア 補助申請額100万円以上の事業

審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。

※応募が多数の場合は、事前にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する事業の絞り込みを行い、提出書類の審査のみとする場合がある。

なお、その場合は、プレゼンテーション時に説明を予定していた事項を記載した書類の追加提出を求めることがある。

イ 補助申請額100万円未満の事業

審査基準に基づき、提出書類の内容を審査する。

※審議会から要望があった場合、市がヒアリングを行う。

(2) 評価項目ごとに、審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。

(3) 各委員の評価点の合計が一番高い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。

3 審査基準

審査に当たっては、次に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査するものとする。

No.	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点	計
1	企画力	・コンセプト 魅力的なストーリー、コンセプトを有しているか。	—	25
		・ターゲット ターゲット設定は適切であるか。		
		・開催場所の活用、創意工夫 地域性（開催する場所・地域ならではの魅力を生かす提案か。） 魅力的な景観の形成（場や空間の通常とは異なる景観演出をしているか。）		
		・新奇性 新規性、独創性があるか。		
2	消費につながる仕組み	・イベント内における消費につながる仕組み イベント参加者の増加や参加者の消費喚起に繋がる工夫をしているか。	10	25
		・地域との連携等による回遊を促進するための創意工夫 （事業の実施中、又は実施後において、周辺地域に消費及びにぎわいを創出する工夫）	15	
3	継続性及び発展性	・継続性 次年度以降も事業を継続するための具体的な計画が検討されており、実現可能なものと判断されるか。	10	25
		・収支計画 収支計画が適正か、協賛金収入以外の収益源を確保しているか。	10	

		・参加者の声を聞く仕組み 事業を継続・改善・拡充するために十分な参加者アンケート方法等を有しているか。	5	
4	実現性	・運営体制 計画どおり実施可能な体制を有しているか。（関係者との協議が進んでいるか、悪天候への対応ができるか等。）	5	20
		・スケジュール 実現可能なスケジュールであるか。	5	
		・安全、安心 安全に事業が実施できる環境が整えられているか。 また、地域住民等による事業実施への理解（事業実施への理解を得るため、開催場所周辺の住民等への周知を検討しているか。）	5	
		・類似事業実績	5	
5	プロモーション	・プロモーション内容 ターゲットに訴求する効果的なプロモーション内容及び方法を有しているか。	—	10
6	提案全体	・提案全般の魅力についての評価 ・プレゼンテーションでの対応など	—	5
合計				110

4 審査方法

- (1) 委員は、上記3審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
 - ア 「企画力」、「消費につながる仕組み」及び「継続性及び発展性」の項目の合計点が高いこと。
 - イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 「企画力」、「消費につながる仕組み」、「継続性及び発展性」、「実現性」の項目において、全委員中2人以上4割以下の評価となった場合
 - イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合
 - ウ その他、事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合
- (5) 審査結果は、市ホームページで公表する。ただし、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日から2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申請者が提出した事業計画における各評価項目の合計点を開示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、市長が別に定める。